| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | |
| 第９　環境農林水産部の私債権に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　柑橘母樹園損害賠償金 | | |
| 【意見51】全庁的要領に従った債権回収・整理計画の「対応状況の内訳」欄の記載  【環境農林水産部】 | 大阪府は，柑橘母樹園損害賠償金に関する債権回収・整理計画において，「債権回収・整理計画の作成について」に定められた記載要領に従って「対応状況の内訳」欄を記載すべきである。 | 「令和２年度債権回収・整理計画（進捗状況）」の中間報告（令和２年10月31日現在）で記載要領に従い、対応状況の内訳欄の記載を是正した。 |
| 【意見52】回収可能性の乏しい債権の整理対象債権への分類に向けた検討  【環境農林水産部】 | 大阪府は，柑橘母樹園損害賠償金に関する債権回収・整理計画における債権の種別の分類に際し，当該債務者の納付意思や財産状況等の実態に鑑み，現実の回収可能性の乏しい債権については，適時に整理対象債権への分類に向けた検討を行っていくべきである。 | 意見のあった債権について、再度、当該債務者の所在確認や財産調査等を行い、実情を再確認の上、整理対象債権とすべきか検討を進めていく。 |
| ２　柑橘母樹園代執行弁償金 | | |
| 【意見53】回収可能性の乏しい債権の整理対象債権への分類に向けた検討  【環境農林水産部】 | 大阪府は，柑橘母樹園代執行弁償金に関する債権回収・整理計画における債権の種別の分類に際し，当該債務者の納付意思や財産状況等の実態に鑑み，現実の回収可能性の乏しい債権については，適時に整理対象債権への分類に向けた検討を行っていくべきである。 | 意見のあった債権について、再度、当該債務者の所在確認や財産調査等を行い、実情を再確認の上、整理対象債権とすべきか検討を進めていく。 |
| ３　経営改善資金等貸付金 | | |
| 【意見54】適切かつ迅速な方法での債権質権の実行による債権回収の実施  【環境農林水産部】 | 大阪府は，食肉安定供給事業運営資金貸付金のように，担保権の設定として債権質権を設定した場合において，適切かつ迅速な方法で当該債権質権を実行して債権回収を実施すべきである。 | 意見のあった債権については、令和２年３月27日に公正証書による契約を締結しており、現在に至るまで約定通りの返済がなされている。  　今後、返済が滞った場合は当該意見を踏まえ、適切に債権回収を実施する。 |
| 【意見55】債権管理簿における担保権の現状の適時の反映  【環境農林水産部】 | 大阪府は，食肉安定供給事業運営資金貸付金の債権管理簿において，担保権の消滅等の現状を適時に反映し，当該時点における担保権の存否に関する状況を正確に把握できる記載をすべきである。 | 担保権の消滅等の債権管理簿への記載方法については、明確なルールが存在しないため、これまでは担保権の実行状況を記載していた。  　また、担当者が正確に把握できる記載をしているという認識であったが、当該意見を踏まえ意見のとおり、令和２年10月８日に修正し、その旨監査人に報告した。  　今後、債権管理簿の記載内容に変更があった場合等についても当該意見を踏まえ、適切に記載していく。 |
| 【意見56】民営化会社に対する事業運営資金の貸付に係る判断の合理性・妥当性  の検証  【環境農林水産部】 | 大阪府は，民営化会社への事業運営資金の貸付について，貸付当時における償還計画や回収可能性に係る判断の合理性及び妥当性を検証すべきである。 | ①　平成18年度に実施された包括外部監査においても同様の「貸付当時の公的支援全般の妥当性等について検討分析を行うべき」との意見がなされ、当該貸付の合理性等について検証したところ、貸付当時の食肉市場を取り巻く環境等に鑑み、本貸付は合理性及び妥当性があると判断したところ。  ②　また、再編整備スキームについても当時の状況から総合的に判断し、合理性や確実性があるとしたところ。  　今後、本事案と同様の貸付事案が生じた場合は、今回の意見も踏まえ、当該貸付や再編整備スキーム等について公平性や合理性、確実性が十分にあるか検証した上で事業を進めることとする。 |
| 【意見57】遅延損害金の割合を変更する契約における変更対象の明確化  【環境農林水産部】 | 大阪府は，泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金の発生原因たる金銭消費貸借契約について締結された変更契約のように，遅延損害金の割合を変更する契約を締結する場合においては，その契約の文言において，変更の対象となる遅延損害金の範囲を明確にすべきである。 | 意見を踏まえ、令和３年度末に改めて契約を締結する場合は、遅延損害金の利率がどの時点から適用となるのかを契約の文言において記載する。 |
| 【意見58】財務規則改正後の遅延損害金の割合の適用基準  【環境農林水産部】 | 大阪府は，泉大津フラワーセンター経営改善資金貸付金のように分割して収入する債権につき，財務規則の改正に合わせて遅延損害金の割合を変更する契約を締結した場合には，財務規則の改正日より前に既に履行期が経過していた部分に対する遅延損害金については，新民法附則の考え方に倣い，改正前の財務規則における遅延損害金率の割合を適用すべきである。 | 意見を踏まえ、遅延損害金の利率を3%で計算した金額と5%で計算した金額の差額分を追加で調定した。 |
| 【意見59】民営化会社に対する事業運営資金の貸付に係る判断の合理性・妥当性  の検証  【環境農林水産部】 | 大阪府は，民営化会社への事業運営資金の貸付について，貸付当時における償還計画や回収可能性に係る判断の合理性及び妥当性を検証すべきである。 | ①　当該貸付の合理性等について検証したところ、貸付当時の花き市場を取り巻く環境等に鑑み、本貸付は合理性及び妥当性があると判断したところ。  ②　また、償還計画についても当時の会社の状況等から総合的に判断し、合理性や確実性があるとしたところ。  　本貸付に係る債権回収については債権回収アドバイザーの意見も踏まえながら進めているところであり、今後、本事案と同様の貸付事案が生じた場合は、今回の意見も踏まえ、合理性や妥当性、償還の確実性が十分にあるか検証した上で事業を進めることとする。 |
| ４　大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費 | | |
| 【意見60】適切な履行確保措置の検討  【環境農林水産部】 | 大阪府は，大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費のような法人たる債務者との合意に基づく債権につき，債権を発生させる時点において，適切な履行確保措置を多様な観点から検討すべきである。 | 当該調査については、後に行う行政代執行に向けた調査のため、迅速な対応が必要な状況であったことから債務者である法人から調査に係る費用を負担することの同意を徴した上で行ったものである。  　しかしながら、今回の事案を踏まえ、今後、同種の事案については、債務負担の同意書を徴取する際に、法人及び代表者個人の財産調査を行った上で双方からの同意を得ることや調査費用をあらかじめ府が預かっておくなどの保全措置を講じておくことが最善であることを念頭に、ケースごとに迅速性を損なうことなく、どこまでの準備ができるかこれまで以上に綿密に検討しながら、今後の対応を進めていきたいと考える。 |
| 【意見61】法人たる債務者の代表者個人の法的責任に関する検討  【環境農林水産部】 | 大阪府は，大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例違反行為に係る土壌汚染分析調査費につき，債務者たる法人の代表者個人の法的責任を追及する余地があるかを検討すべきである。 | 債務者である法人の代表者個人の法的責任について、令和３年３月23日に府債権回収担当部局のアドバイザー（弁護士）に相談を行った。  担当弁護士の見解としては、   1. 会社法第429条による代表者個人の損害賠償請求は法的にも構成が可能であろうが、相手方の主張・立証等の反論によっても請求の可否が左右されるため、提訴前に確定的な見通しの判断は容易ではない。 2. 仮に代表者の個人責任が認められたとしても、実際に回収できる見込みがあるかどうかや費用対効果については検討されるべきである。   とのことであった。  代表者個人の財産調査については、地方自治法第240条第２項に基づき行う予定である。（代表者本人の協力がなければ現実には困難なものと考える）  　財産調査の状況を踏まえ、回収の可能性を考慮しながら代表者個人に対する法的措置も検討していく一方、これまでどおり代表者に対する働きかけを粘り強く続けていくこととしたい。 |
| ５　農林漁業振興資金貸付金 | | |
| 【意見62】債権発生から長期間が経過した債権の整理に向けた検討  【環境農林水産部】 | 大阪府は，農林漁業振興資金貸付金のうち回収対象となっている債権について，債権発生から長期間が経過していること等に鑑み，債務者の資力等から完済までにさらに長期間を要すると判断されるものを，速やかに整理対象とすべきである。 | 完済までに長期間を要すると判断される該当債権（１件）については、令和２年11月19日に生保受給が判明したため、整理対象として対応した。 |
| 第12　住宅まちづくり部の私債権に係る監査の結果及び意見 | | |
| ８　府有財産の貸付料及び遅延損害金請求権 | | |
| 【意見78】敷金の徴収又は賃料の前払い  【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，府有財産の貸付けに関し，相手方の支払能力等を勘案した上で，貸付期間が長期にわたるものについては敷金を徴収すること，貸付期間が短期のものについては賃料を前払いとすることを必要に応じて検討すべきである。 | 府有財産の貸付けにあっては、現在、定期借地など貸付期間が長期にわたるものについては、敷金に相当する「保証金」を徴収している。  短期のものについても貸付けを行う施設の特性や規模、貸付期間、貸付料等を踏まえ、貸付料納付の確実性を確保するため必要と判断されるものについては前払いとする等、適正な事務執行に努める。 |